

工事請負契約書

印紙貼付		
200万円以下のもの		200円
200万円を超えるもの		500円
300万円	〃	1,000円
500万円	〃	5,000円
1,000万円	〃	10,000円
5,000万円	〃	30,000円
1億円	〃	60,000円
5億円	〃	160,000円
10億円	〃	320,000円
50億円	〃	480,000円

1 工事名 _____

2 工事場所 _____

3 工期 年 月 日 ~ 年 月 日

4 請負代金額

うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額

		億	百万		千		円

5 契約保証金

		億	百万		千		円

6 代金支払方法

年 月 日

発注者

東大阪市荒本北一丁目1番1号

東大阪市

代表者 東大阪市上下水道事業管理者

印

受注者

印

上記工事について、次の条項によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

第 22 条 受注者は、天候の不良、第 2 条の規定に基づく関連工事の調査への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者が工期の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が受注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額の変更と認められず、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

発注者の請求による工期の短縮等

第 23 条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

工期の変更方法

第 24 条 工期の変更については、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から 20 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、発注者に通知する。2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日(第 22 条の場合においては、発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合においては、発注者が工期変更の請求を受けた日)から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

請負代金額の変更方法等

第 25 条 請負代金額の変更については、数量の増減が内訳書記載の数量の 100 分の 20 を超える場合、施工条件が異なる場合、内訳書記載のない項目が生じた場合若しくは内訳書上にあることが不適当な場合で特別の理由がないときは、内訳書が承認を受けていない場合とあっては、変更後の価格を基礎として発注者受注者協議して定め、その他の場合とあっては、内訳書記載の価格を基礎として定める。ただし、協議開始の日から 20 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

資金又は物の変動に基づく請負代金額の変更

第 26 条 発注者又は受注者は、工期内で請負代金額の増減の日から 12 月を経過した日本国内における資金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となったと認めるときは、相手方に対して日本国内の資金水準の変更を請求することができる。

2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額(請負代金額から当該請求時の出来形部分に相当する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。)と変動後残工事代金額(変動後の資金又は物の価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相当する額をいう。以下同じ。)との差額のうち変動前残工事代金額の 1000 分の 15 を超える額につき、請負代金額の変更を申し出なければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、内訳書及び物価指数等に基づき発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から 20 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

4 第 1 項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合においては、第 1 項中「請負代金額の増減の日」とあるのは「直前の本条に基づき請負代金額の変更の日」とするものとする。

5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。

6 予期できない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 第 4 項及び前項の場合において、請負代金額の変更期については、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から 20 日以内に協議が整わない場合とあっては、発注者が定め、受注者に通知する。2 第 3 項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第 1 項、第 5 項又は第 6 項の請求を受けた日又は受注者から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

臨機の措置

第 27 条 受注者は、災害防止のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

4 受注者は第 1 項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと思われる部分については、発注者が負担する。

一般の損害

第 28 条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に発生した生じた損害(次条第 1 項若しくは第 2 項又は第 29 条第 1 項に規定する損害を除く。)については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害(第 47 条第 1 項の規定により付された保険等により補填された部分を除く。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

第三者に及ぼした損害

第 29 条 発注者は、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害(第 54 条第 1 項の規定により付された保険等により補填された部分を除く。以下本条において同じ。)のうち発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常発生し得るような騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

3 前 2 項の施工その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者受注者協力してその処理解決に当たるものとする。

不可抗力による損害

第 30 条 工事目的物の引渡し前に、天災等(設計図書で基準を定めたものにおいては、当該基準を超えるものに限る。)で発注者受注者双方の責に帰すことができないもの(以下「不可抗力」という。)により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済み工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の損害(受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第 54 条第 1 項の規定により付された保険等により補填された部分を除く。以下本条において同じ。)の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況を確認したときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。

4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があったときは、当該損害の額(工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済み工事材料若しくは建設機械器具であつて第 13 条第 2 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 38 条第 3 項の規定による検査、立入りその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。)及び当該損害の取片付片に要する費用の額の合計額(以下「損害合計額」という。)のうち請負代金額の 100 分の 1 を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、内訳書に基づき算定する。(1) 工事目的物に関する損害

(2) 工事目的物に相当する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。(3) 工事材料に関する損害

(4) 損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相当する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。(5) 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとした償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相当する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができる、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数回にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第 2 次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第 4 項中「当該損害の額」とあるのは「損害の累計」とし、「当該損害の取片付片に要する費用の額」とあるのは「損害の取片付片に要する費用の額の累計」と、「請負代金額の 100 分の 1 を超える額」とあるのは「請負代金額の 100 分の 1 を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

請負代金額の変更に代える設計図書の変更

第 31 条 発注者は、第 8 条、第 15 条、第 17 条から第 20 条まで、第 22 条、第 23 条、第 26 条から第 28 条まで、前条又は第 34 条の規定により請負代金額を増増すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増減又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者受注者協議して定める。ただし、協議開始の日から 20 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額の増減すべき事由又は費用の負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

検査及び引渡し

第 32 条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 14 日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知し、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。2 発注者は、前項の規定に基づき工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。

5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にすることを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちにに応じなければならない。

6 受注者は、工事が第 2 項の検査に合格しないときは、直ちに修繕し発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修繕の完了を工事の完成とみなして前各項の規定を適用する。

請負代金の支払

第 33 条 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、請負代金の支払を請求することができる。2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 40 日以内に請負代金を支払わなければならない。

3 発注者がその責に帰すべき事由により前条第 2 項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間(以下「約定期間」という。)の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

部分使用

第 34 条 発注者は、第 32 条第 4 項又は第 5 項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

3 発注者は、第 1 項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

前払金

第 35 条 受注者は、あらかじめ発注者が指定した工事については、保証事業会社と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公法上の前払金保証事業に関する法律(昭和 27 年法律第 184 号)同 2 条第 5 項に規定する保証契約(以下「保証契約」という。)を締結し、発注者の指定した時期に前払金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。

3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4 から受済済みの前払金を差し引いた額に相当する範囲内で前払金の支払を請求することができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

4 受注者は、前項の規定による請求を受けた場合において、支払済みの前払金金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5 を超えるときは、期限を定めて、その超過額の返還を定めることができる。

5 前項の超過額が相当の額に達し、返還することが前払金の使用状況からみて著しく不適当であると認められるときは、発注者は、受注者に協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 20 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

6 発注者は、受注者が第 4 項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還する日までの期間について、その日数に応じ、当該契約締結における政府保証の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率(以下「支払遅延防止率の率」という。)を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。

保証契約の変更

第 36 条 受注者は、前条第 3 項の規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払を請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証券を発注者に寄託しなければならない。

2 受注者は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証券を直ちに発注者に寄託しなければならない。

3 受注者は、前払金金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、発注者に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする。

前払金の使用等

第 37 条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費(この工事において借却される割合に相当する額に限る。)、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支分に充ててはならない。

第 38 条 受注者は、あらかじめ発注者が指定した工事については、工事の完成前に、出来形検査並びに工事現場に搬入済み工事材料(第 13 条第 2 項の規定により監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの。監督員の検査を要しないものにあつては設計図書で部分払の対象とすることと指定したものに限る。)に相当する請負代金相当額の 10 分の 9 の内訳について、次項以下に定めるところにより部分払を請求することができる。

2 受注者は、部分払を請求しようとするときは、あらかじめ、当該請求に係る出来形部分又は工事現場に搬入済みの工事材料の確認を発注者に請求しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において、当該請求を受けた日から 14 日以内に、受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、前項の確認をするための検査を行い、当該確認の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

4 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。2 受注者は、第 3 項の規定による確認があったときは、部分払を請求することができる。この場合においては、発注者は、当該請求を受けた日から 14 日以内に部分払金を支払わなければならない。

6 部分払の額は、次の式により算定する。この場合において第 1 項の請負代金相当額は、内訳書が承認を受けている場合には、内訳書により定め、その他の場合には、発注者受注者協議して定める。ただし、発注者が前項の請求を受けた日から 10 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分払金の額 \leq 第 1 項の請負代金相当額 \times (9/10 - 前払金/請負代金額)

7 第 5 項の規定により部分払金の支払があった後、再度部分払の請求をする場合においては、第 1 項及び第 6 項中「請負代金相当額」とあるのは「請負代金相当額から既に部分払の対象となった請負代金相当額を控除した額」とするものとする。

部分引渡し

第 39 条 工事目的物について、発注者が設計図書において工事の完成に先だてて引渡しを受けるべきことを指定した部分(以下「指定部分」という。)がある場合において、当該指定部分の工事が完了したときについては、第 32 条中「工事」とあるのは「指定部分に係る工事」と、「工事目的物」とあるのは「指定部分に係る工事目的物」と、同条第 5 項及び第 33 条中「請負代金」とあるのは「部分引渡しに係る請負代金」と読み替えて、これら規定を準用する。

2 前項の規定により準用される第 33 条第 1 項の規定により請求することができる部分引渡しに係る請負代金の額は、次の式により算定する。この場合において、指定部分に相当する請負代金の額は、内訳書が承認を受けている場合には、内訳書により定め、その他の場合には、発注者受注者協議して定める。ただし、発注者が前項の規定により準用される第 33 条第 1 項の請求を受けた日から 20 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

部分引渡しに係る請負代金額 = 指定部分に相当する請負代金額 \times (1 - 前払金/請負代金額)

前払金等の部分払に対する工事止

第 40 条 受注者は、発注者が第 36 条、第 38 条又は第 39 条において準用される第 33 条の規定に基づく支払を遅延し、相当の期間を定めてその支払を請求してもにもかかわらず支払をしないときは、工事の全部又は一部の施工を一時的に中止することができる。この場合においては、受注者は、その理由を明示した書面により、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により受注者が工事の施工を中止した場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額の変更し、又は受注者が工事の続行を中止し工事現場を維持若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

契約不適合責任

第 41 条 発注者は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、目的物の修繕又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に要する費用を要するときは、発注者は履行の追完を請求することができる。

2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求する方法と異なる方法による履行の追完を請求することができる。

3 第 1 項の規定において、発注者が相当の期間を定め履行の催告をしたとき、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者の履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。(3) 工事目的物の性質又は当事者の意思に基づき、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができるでない場合において、受注者が履行の日時又は一定の時期を経過したとき。発注者は、工事目的物が第 1 項のみの履行により該失又はき損したときは、第 2 項の定める期間内で、かつ、その該失又はき損の日から 6 月以内に第 1 項の権利行使しなければならない。

4 前 3 号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしたときも履行の追完を受け見込みがないことが明らかであるとき。

発注者の任意解除権

第 42 条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条又は第 44 条の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

発注者の催告による解除権

第 43 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、その相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時に履行の債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。(1) 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。

(2) 1 期以内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みがないと認められたとき。(3) 前 3 項第 1 号に掲げる事由を設けなかったとき。

(4) 正当な理由なく、第 42 条第 1 項の規定を違反したとき。(5) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

発注者の催告による解除権

第 44 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。(1) 第 8 条第 1 項の規定に違反して請負代金債権を譲渡したとき。

(2) この契約の目的物を完成させることができないことが明らかであるとき。(3) 引き渡された工事目的物に契約不適合がある場合において、その不適合が目的物を除却した上で再び建設しなければ、契約の目的を達成することができないものであるとき。

(4) 受注者がこの契約の目的物の完成の債務を履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。(5) 受注者が債権の一部の履行が不能である場合又は互換性の債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場において、残存部分の履行は契約をした目的を害することができないとき。

(6) 契約の目的物の性質や当事者の意思に基づき、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行しないその時期を経過したとき。(7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行を拒絶し、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのにより履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(8) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 7 年法律第七十七号)第二条第二項に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 7 年法律第七十七号)第二条第二項に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)が経営に実質的に関与していると認められる者に請負代金債権を譲渡したとき。

(9) 第 47 条又は第 48 条の規定にないこの契約の解除を申し出たとき。(10) 受注者(受注者が共同企業体であるときは、その構成員のうち主たる者。以下この号において同じ。)が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等(受注者が個人である場合にはそのその他経営に実質的に関与している者、受注者が法人である場合にはその役員、その支店又は常時設置工事の請負員等を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者。以下この号において同じ。)が暴力団又は暴力団員と関係があると認めるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団

- 又は暴力団員を利用するなどして認められるとき。
- ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- 二 役員等が、暴力団員又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどして認められるとき。
- ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がいからずほかのいづれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、いからずほかのいづれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としてした場合（へに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

第 45 条 第 43 条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

公共工事履行保証証券による保証の請求

- 第 46 条 第 4 条第 1 項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が第 43 条各号又は第 44 条各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他に建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。
- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。
- (1) 請負代金債権（前払金、部分払金又は部分引渡しに係る請負代金として受注者に既に支払われたものを除く。）
 - (2) 工事完成債務
 - (3) 契約不適合を保証する債務（受注者が施工した出来形部分の契約不適合に係るものを除く。）
 - (4) 解除権
 - (5) その他この契約に係る一切の権利及び義務（第 29 条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受け場合においては、代替履行業者が前項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第 1 項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われ後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

受注者の催告による解除権

第 47 条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

受注者の催告によらない解除権

- 第 48 条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) 第 19 条の規定により設計図書を変更したため請負代金金が 3 分の 2 以上減少したとき。
 - (2) 第 20 条の規定による工事の施工の中止期間が工期の 10 分の 5（工期の 10 分の 5 が 6 月を超えたときは、6 月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部の場合の場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後 3 ヶ月を経過しても、なおその中止が解除されたいとき。

受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限

第 49 条 第 47 条又は前条各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前 2 条の規定による契約の解除をすることができない。

解除に伴う規定

- 第 50 条 発注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けたものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その部分払を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 前項の場合において、第 35 条の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第 38 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を第 1 項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 43 条、第 44 条又は次条第 3 項の規定によるときにおいては、その余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ当該契約締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の利息を付した額を、解除が第 42 条、第 47 条又は第 48 条の規定によるときには、その余剰額を発注者に返還しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、支給材料があるときは、第 1 項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくは毀損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 受注者は、契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又は毀損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 6 受注者は、この契約が工事の完成前に解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 7 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 8 第 4 項前段及び第 5 項前段に規定する受注者の取るべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 43 条、第 44 条又は次条第 3 項の規定によるときは発注者が定め、第 42 条、第 47 条又は第 48 条の規定によるときは、受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第 4 項後段、第 5 項後段及び第 6 項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。
- 9 工事の完成後にこの契約が解除された場合は、解除に伴い生じる事項の処理については発注者及び受注者が民法の規定に従って協議して決める。

発注者の損害賠償請求等

- 第 51 条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。
- (1) 工期内に工事を完成することができないとき。
 - (2) この工事的目的物に契約不適合があるとき。
 - (3) 第 43 条又は第 44 条の規定により、工事的目的物の完成後にこの契約が解除されたとき。
 - (4) 前三号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 次の各号のいずれかに該当するときは、前項の損害賠償に代えて、受注者は、請負代金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第 43 条又は第 44 条の規定により工事的目的物の完成前にこの契約が解除されたとき。
 - (2) 工事的目的物の完成前に、受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- 3 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成十一年法律第百二十五号）の規定により選任された再生債務者等
- 4 第 1 項各号又は第 2 項各号に定める場合（前項の規定により第 2 項第 2 号に該当する場合とみなされる場合を除く。）がこの契約及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、第 1 項及び第 2 項の規定は適用しない。
- 5 第 1 項第 1 号の場合においては、発注者は、請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額を請求するものとする。
- 6 第 2 項の場合（第 45 条第 8 号及び第 10 号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、第 4 条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって同項の違約金に充當することができる。

受注者の損害賠償請求等

- 第 52 条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができる事由によるものであるときは、この限りでない。
- (1) 第 47 条又は第 48 条の規定によりこの契約が解除されたとき。
 - (2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。
- 2 第 33 条第 2 項（第 39 条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、当該契約締結の日における支払遅延防止法の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

契約不適合責任期間等

- 第 53 条 発注者は、引き渡された工事的目的物に関し、第 32 条第 4 項又は第 5 項（第 39 条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 2 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、発注者が検査し直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は、その責任を負わない。ただし、当該検査において一般的な意の下の発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から 1 年が経過する日まで請求等を行うことができる。
- 3 前 2 項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、受注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 4 発注者が第 1 項又は第 2 項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第七項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を受注者に通知した場合において、発注者が通知から 1 年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 5 発注者は、第 1 項又は第 2 項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。

- 6 前各項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重大失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する受注者の責任については、民法の定めるところによる。
- 7 民法第 637 条第 1 項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 8 発注者は、工事的目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第 1 項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 9 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第九十四条第一項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事的目的物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について請求等を行うことができる期間は、10 年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。
- 10 引き渡された工事的目的物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは、発注者は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、受注者がその材料又は指図の不備であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

火災保険等

- 第 54 条 発注者は、工事的目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下本条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下本条において同じ。）に付さなければならない。
- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事的目的物及び工事材料等を第 1 項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

あせん又は調停

第 55 条 この契約約書の各条項において発注者受注者協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定められたも受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者受注者間の紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業者による大府庁建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）あせん又は調停によるその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、主任技術者（監理技術者）、専門技術者その他受注者の工事を施すために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第 12 条第 3 項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第 5 項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わなかった同条第 3 項若しくは第 5 項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあせん又は調停を請求することができない。

仲裁

第 56 条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

追加前払金

- 第 57 条 受注者は、第 34 条の規定により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と追加前払金に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証券を発注者に寄託して、請負代金の 10 分の 2 以内の前払金の支払を発注者に請求することができる。
- 2 受注者は、前項の追加前払金の支払を請求しようとするときは、あらかじめ、発注者または発注者の指定する者の追加前払金の係る認定を受けなければならない。この場合において、発注者または発注者の指定する者は、受注者の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の請負代金額の 10 分の 4（第 1 項の規定により追加前払金の支払を行っているときは 10 分の 6）から受領済みの前払金額を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金の支払を請求することができる。
- 4 受注者は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の請負代金額の 10 分の 5（第 1 項の規定により追加前払金の支払を受けているときは 10 分の 6）を超えるときは、受注者は、請負代金額が減額された日から 30 日以内のその超過額を返還しなければならない。
- 5 前項の期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、受注者は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、受注者は、受領済みの前払金の額からその増額後の請負代金額の 10 分の 5（第 1 項の規定により追加前払金の支払を受けているときは 10 分の 6）を差し引いた額を返還しなければならない。

補則

第 58 条 この契約書に定めのない事項については、東大版市上下水道局下水道契約規程（平成 25 年 3 月 29 日東大版市上下水道局発注規程第 9 号）によるほか、必要に応じて発注者受注者協議して定める。